

# 甲府市下水道施設におけるウォーター-PPP導入 検討に関するアンケート調査結果

令和8年4月  
甲府市上下水道局

# 【目次】

1. アンケート調査の概要 p.3

---

2. アンケート調査の結果 p.8

---

# 1. アンケート調査の概要

# アンケート調査の概要

## アンケート調査の目的

|    |  |
|----|--|
| 目的 | 甲府市上下水道局では、下水道事業において官民連携事業（ウォーターPPP）の導入を検討しています。<br>本調査は、官民連携事業（ウォーターPPP）の導入を検討するにあたり、甲府市下水道事業の概要や課題、現時点の基本方針（案）を提示し、民間企業の皆さまの参入意向や事業内容等に対するお考えを把握することを目的としています。 |
|----|--|

## ■実施方法

| 項目     | 内容  |
|--------|---|
| 調査対象事業 | 甲府市公共下水道事業及び峡東流域関連公共下水道事業   |
| 調査対象   | 本事業におけるウォーターPPP導入に関心のある法人または組織                                    |
| 調査期間   | 令和7年11月19日～令和7年12月19日   |
| 実施手順   | 甲府市ホームページにて実施要領及び事業概要書、アンケート調査票を公表の上、民間企業による回答を電子メールまたは郵送・持参により収集 |
| 実施企業数  | 26社から回答を受領  |

## アンケート調査の質問項目（1/3）

| 区分                                   | 番号  | 質問内容   |
|--------------------------------------|-----|--|
| 回答者情報                                | -   | • 企業名  |
|                                      | -   | • 担当者  |
|                                      | -   | • 所属・連絡先   |
|                                      | -   | • Eメールアドレス   |
|                                      | -   | • 貴社の主な業種（複数ある場合は、最も主たる1つを選択ください）  |
| 【質問1】<br>本事業への参入意欲について               | 1-1 | • ウォーターPPPの認知度についてお聞かせください。  |
|                                      | 1-2 | • 本局のウォーターPPPへの参入意欲について、事業概要書（案）（別紙1）の内容を踏まえてお聞かせください。<br>※該当する項目1つにチェックを付けてください。                                |
|                                      | 1-3 | • 参入に当たって重視する点があればご記入ください。（自由記述）   |
|                                      | 1-4 | • 参入する際または参入の検討をする際における懸念点や不安点についてお聞かせください。（複数回答可）<br>※該当する項目にチェックを付けてください。                                      |
| 【質問2】<br>官民連携事業への参入実績<br>（応札を含む）について | 2-1 | • 過去に参入したことのある官民連携事業の形態について、ご回答ください。（複数回答可、該当するものに○）   |
|                                      | 2-2 | • 受注または応札した際の体制について、ご回答ください。（複数回答可、該当するものに○）<br>※実績がなければ回答不要です。  |
|                                      | 2-3 | • 設問2-1、2-2で回答いただいた受注実績に関して、甲府市内、山梨県内での業務実績の有無をご回答ください。  |
|                                      | 2-4 | • 受注実績に関して、地方公共団体名、委託件名、委託期間、事業手法について記入してください。<br>※複数の実績があれば、最大3件までの記入をお願いします。ただし応札のみの実績は除きます。<br>実績がなければ回答不要です。 |

## アンケート調査の質問項目（2/3）

| 区分  | 番号  | 質問内容   |
|---|-----|--|
| <b>【質問3】</b><br>ウォーターPPPの対象とする<br>施設・業務について | 3-1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>本局が検討しているウォーターPPPのパターンを次に示します。現時点では、本局は管路施設及び樋門（パターンAまたはD）を対象として想定していますが、次の表の中で、関心が高いものを選択ください。（複数回答可）また、その理由も併せて記入ください。（自由記述）</li> </ul>   |
|   | 3-2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>管路施設と処理施設を一体的に管理することについて、どのように感じますか。<br/>※該当する項目にチェックをお願いします。</li> </ul>  |
|   | 3-3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設問3-2で選択した理由を記入ください。また、感じているメリット・デメリットがあればできる限り具体的に記入ください。（自由記載）</li> </ul>   |
|   | 3-4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>設問3-1で関心が高いとした施設において、「貴社が自ら対応可能な業務」について○をつけてください。（複数回答可）</li> </ul>   |
| <b>【質問4】</b><br>ウォーターPPPの<br>4要件について        | 4-1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>長期契約（原則10年）<br/>「長期契約」について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。</li> </ul>  |
|   | 4-2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>性能発注<br/>①「管路の性能発注」について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。<br/>②「処理場・ポンプ場の性能発注」について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。</li> </ul>   |
|   | 4-3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>維持管理と更新の一体マネジメント<br/>維持管理と更新の一体マネジメント（レベル3.5更新支援型）について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。</li> </ul>  |
|   | 4-4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>プロフィットシェアについて<br/>※プロフィットシェア：民間による新技術の導入や維持管理の工夫により契約後に生み出されたコスト削減分を、官民で分配する仕組み<br/>①コスト削減分（プロフィット）について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。<br/>②官民分配（シェア）について、現時点で考えられるご意見をお聞かせください。</li> </ul> |

## アンケート調査の質問項目 (3/3)

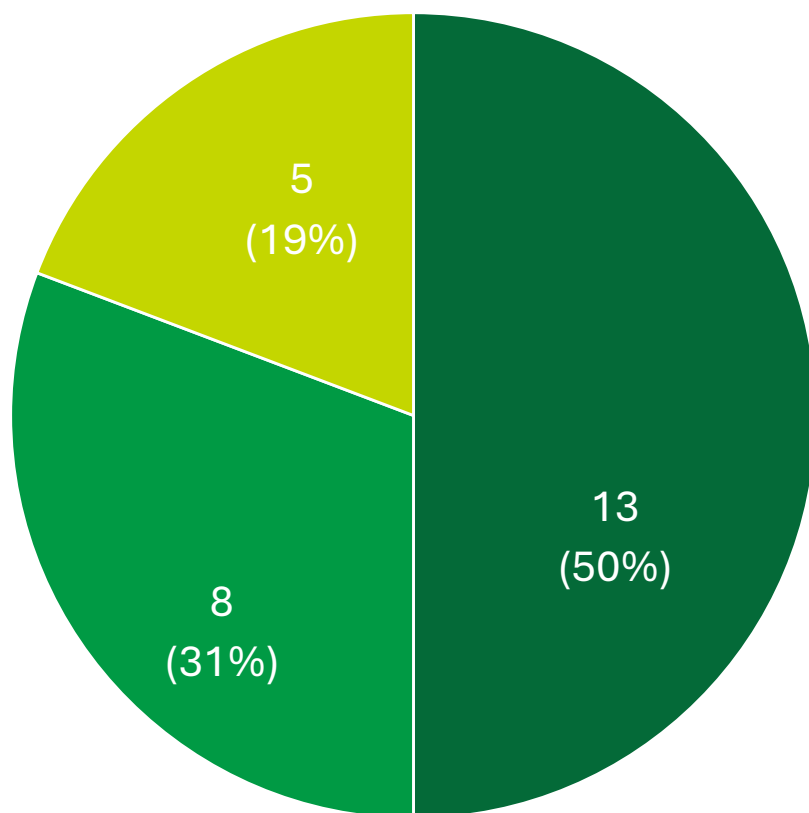
| 区分         | 番号  | 質問内容  |
|------------|-----|---|
| 質問5<br>その他 | 5-1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>参入の障壁となるリスクについて<br/>ウォーターPPPへ参入する際に障壁となるリスクについて、ご意見をお聞かせください。</li> </ul>                                   |
|            | 5-2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地元企業のかかわり方について<br/>地元企業の参画方法やかかわり方について、ご意見をお聞かせください。</li> </ul>  |
|            | 5-3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>その他ご意見について<br/>下水道事業の全体を通して、ご意見がございましたら、次の記入欄にご記入ください。</li> </ul>  |
|            | 5-4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>山梨県との連携（峡東流域関連公共下水道事業）について<br/>峡東流域関連下水道の管路のみが、山梨県の実施するウォーターPPPに参画する場合の懸念点や課題について、ご意見をお聞かせください。</li> </ul> |
|            | 5-5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>個別ヒアリングの協力について<br/>調査票の内容に基づいて、個別ヒアリング等の依頼を想定しております。ご協力いただけるかどうか、お聞かせください。</li> </ul>                      |

## 2. アンケート調査の結果

## 回答者属性（分類）

- 本アンケートの回答企業の業種割合は下記の通りであり、管路施設・樋門を担う企業が13社（50%）、処理場・ポンプ場を担う企業が8社（31%）、コンサルタント・その他が5社（19%）です。

回答企業の主要な業種割（n=26）



- 管路施設・樋門を担う企業
- 処理場・ポンプを担う企業
- コンサルタント・その他

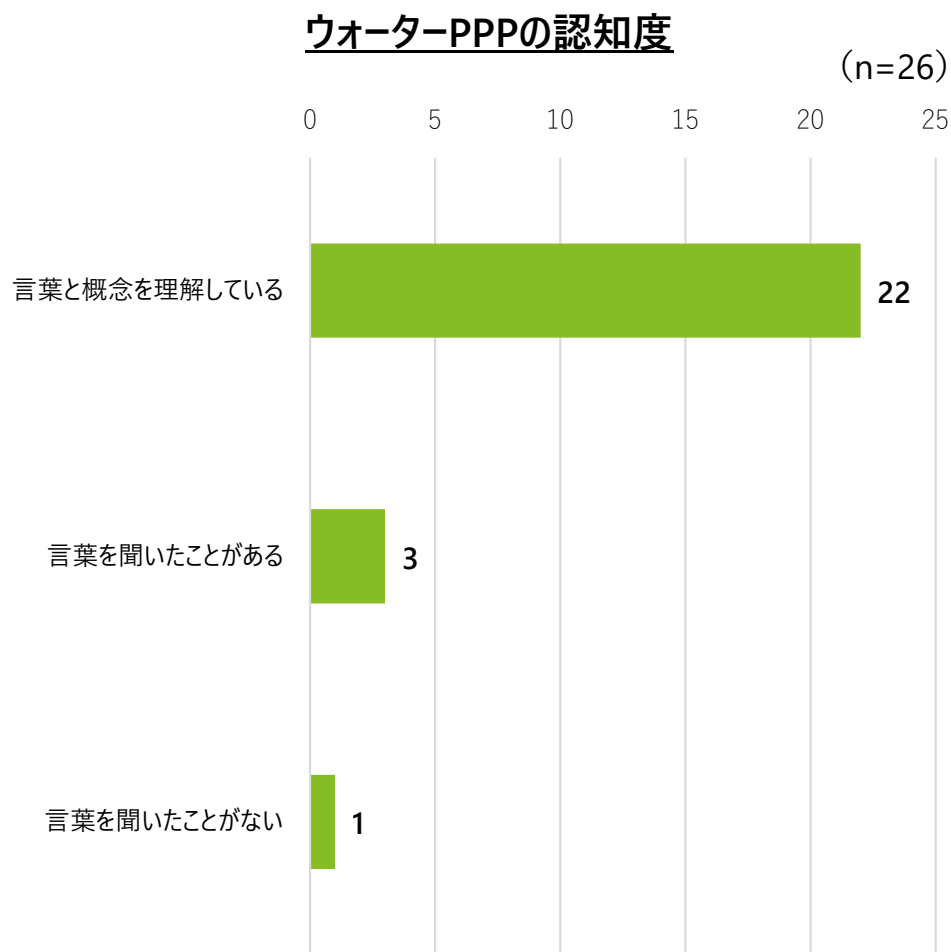
- 本アンケートにおいては計26社から回答があり、重複を含めて集計すると、管路施設における維持管理を行う企業が13社、処理場・ポンプ場における維持管理等を行う企業が3社、更新工事を担う企業が8社、調査・設計を担う企業が5社です。

回答者属性の内訳

- 管路施設・樋門を担う企業（13社）
  - 管路施設・樋門の調査・維持管理等を担う企業（10社）  
※内、工事を担う企業（3社）
  - その他企業（3社）  
※マンホール蓋メーカー、リース等
- 処理場・ポンプを担う企業（8社）
  - 更新工事を担う企業（5社）
  - 処理場・ポンプ場の運転・維持管理等を担う企業（3社）
- コンサルタント（5社）

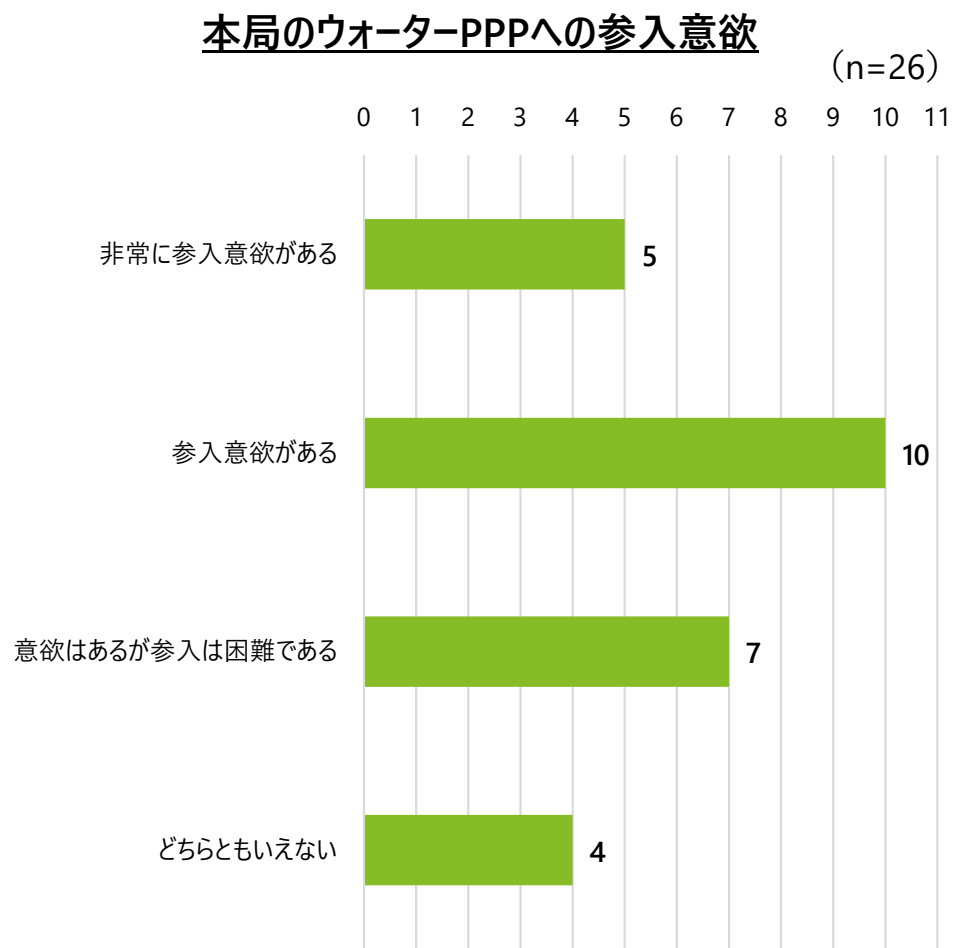
## 問1-1 ウォーターPPPの認知度

- ウォーターPPPの認知度を「言葉と概念を理解している」と回答した企業は22社、「言葉を聞いたことがある」と回答した企業は3社であり、「言葉を聞いたことがない」と回答した企業は1社でした。



## 問1-2 本局のウォーターPPPへの参入意欲

- 本局のウォーターPPPへの参加意欲がある企業は15社であり、その中でも非常に参入意欲がある企業は5社です。



## 問1-3 参入にあたって重視する点

- 「事業範囲/リスク分担」を重視しており、コンセッション方式や更新実施型の参入意欲が高まっているとの意見もありました。
- 「実施体制」では事業実施に向けたグループの組成に加え、民間企業の創意工夫を受け入れる柔軟な検討を求める声もありました。

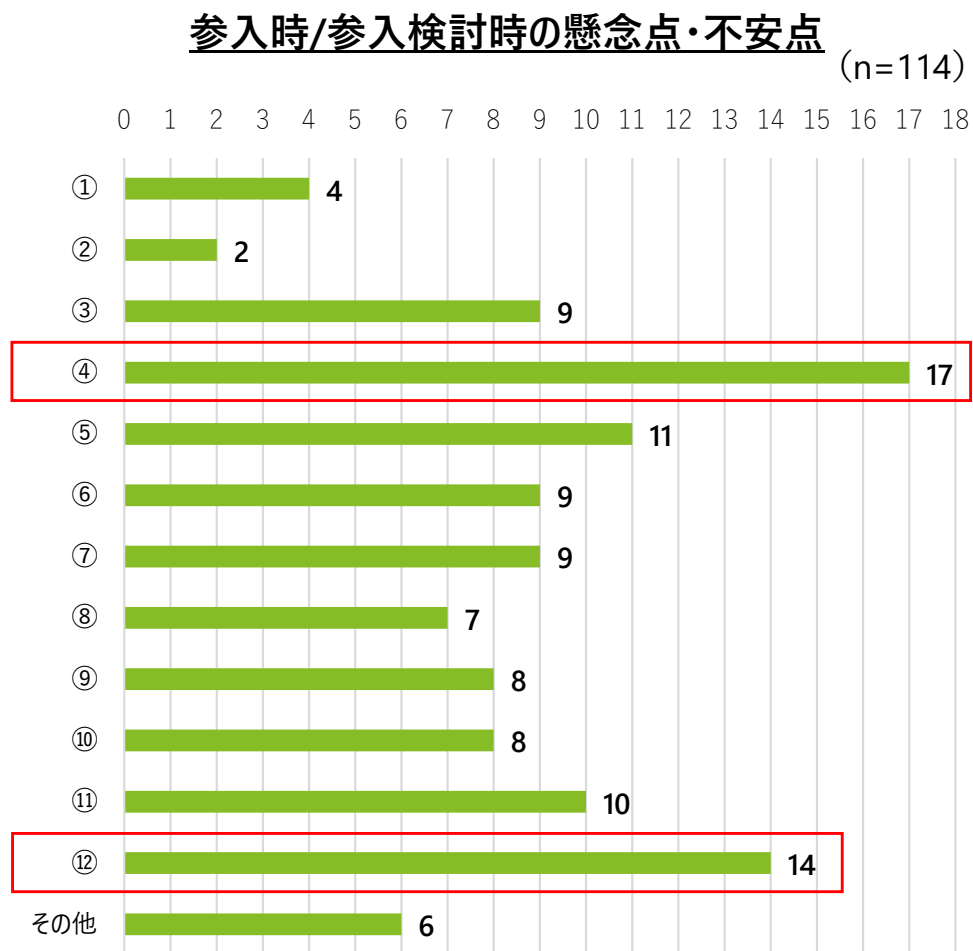
### 参入にあたって企業が重視する点

| 分類         | 重視する点   |
|------------|---|
| 事業範囲/リスク分担 | 想定している事業スキームにおけるコンサルタントの事業範囲や事業規模を重視します。(2社)  |
|            | 施設維持が含まれる場合は参画したいと考えます。監視施設のみの場合は参画を見合わせたいです。   |
|            | 現時点で想定 of 管路施設のみではなく、処理場及びポンプ場を範囲に含めるで知見を最大限に活かした提案が可能となります。  |
|            | ①処理場及びポンプ場の機械設備・電気設備が事業スキームに含まれていることを重視します。   |
|            | ②更新支援型の場合、CM業務が含まれているとEPC工事に参画できなくなることから、更新支援型(CM含む)の場合は参入が難しいです。   |
|            | ③コンセッション方式や更新実施型は、参入意欲が高くなります。  |
| 実施体制       | ④更新実施型の場合は更新工事の施工者決定手法、更新工事の工事費積算手法、コンソーシアム構成員への随意契約の場合は第三者や競合他社に対する客観性や公平性がどのように担保されるか、随意契約で更新を行った工事について、会計検査に対する説明責任とリスク分担等の課題も考えられることから、こちらが担保されることが重要となります。 |
|            | ⑤長期にわたる事業となるため、官民のリスク分担が明確となっていることが重要です。  |
|            | ⑥適切な情報開示を重視します。   |
|            | グループ企業を構成できるか否かを重視します。  |
| 生活環境の向上    | 処理場と管路の一体化により更なる効率化が図れると考えます。   |
|            | 官民連携事業は、民間企業をパートナーとして認識することが重要だと考えます。また、これまでの官が指導し成果を受け取るといった認識では、民間企業側が従来業務に単純にリスクを負荷されたスキームになってしまい、より良い提案や事業継続をすることが難しくなります。                                  |
|            | コンソーシアム組成が困難でないことを重視します。また本事業が標準仕様書に縛られることなく、新製品や民間の創意工夫が受け入れられるかどうかを重視します。   |
| その他        | 下水道の恒久的な維持管理及び運営に携わり、生活環境の向上に寄与していきたいです。  |
|            | 協会員が協力し合い、より良い下水道の恒久的な維持管理及び運営に携わり、生活環境の向上に寄与してほしいです。   |
|            | 自社で取り扱う製品の採用や検討をしてもらえるかを重視します。  |
| その他        | ウォーターPPPの参加資格要件等が重要です。  |
|            | ウォーターPPPの導入において、維持管理業務と改築更新業務の最適化に参画・貢献したいです。   |

## 問1-4 参入時/参入検討時の懸念点・不安点

- 参入時/参入検討時において、公募資料が十分に提示されるか、入札要件について懸念する企業が多く、提案書準備期間や体制構築における懸念も見られました。
- その他の回答として、民間企業のリスク負担や契約後の人件費上昇リスク、予算算出根拠についても懸念が見られました。

|     | 内容   |
|-----|--|
| ①   | 事業規模が過大であると考えられる   |
| ②   | 事業規模が過小であると考えられる   |
| ③   | 現在の運転管理や維持管理に関する情報が不足している  |
| ④   | 公募時の開示資料が十分に提示されるかが不安である   |
| ⑤   | プロポーザル等の提案書準備期間が十分確保されるか懸念がある  |
| ⑥   | プロポーザル等の不慣れな入札方式への対応が不安  |
| ⑦   | 事業実施のための人員を確保できない  |
| ⑧   | グループ企業を構成したり、構成員になることが困難である  |
| ⑨   | 中小企業や市内業者との連携が不安である  |
| ⑩   | 大規模企業との連携が不安である  |
| ⑪   | ウォーターPPPの対象施設や業務範囲によっては、ノウハウ不足等の懸念がある  |
| ⑫   | 入札要件に不安がある（厳しい条件になりすぎないか等）   |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 貢献できる範囲が限られる</li> <li>● 対象メニューとして採用されるか否か</li> <li>● 地域精通度が低い</li> <li>● 今回は管路が対象としているが、処理場を今後どう考えているか</li> <li>● 民間側のリスク負担、契約後の物価及び人件費上昇リスク</li> <li>● 適正な事業費を算出するべくしっかりとしたVFM算出根拠の提示</li> </ul> |

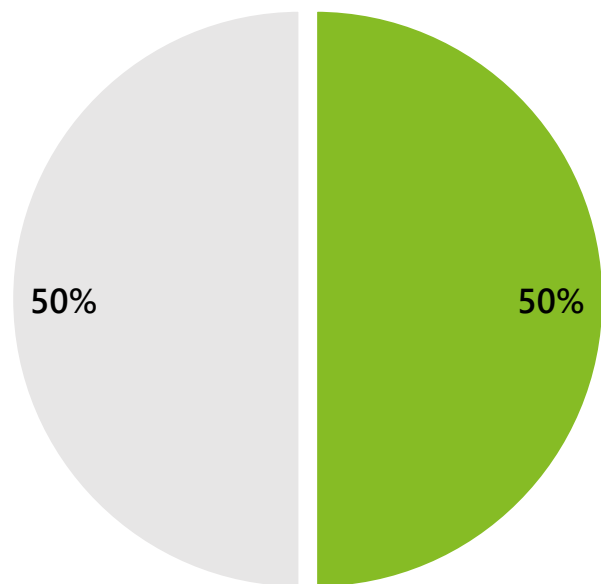


※1企業につき複数回答が可能です

## 問2-1、2-2 官民連携事業への 参入経験の有無

- 回答のあった企業のうち、官民連携事業への参入経験の有無は経験ありが13団体、経験なしが13団体となりました。

官民連携事業への参入経験の有無 (n=26)



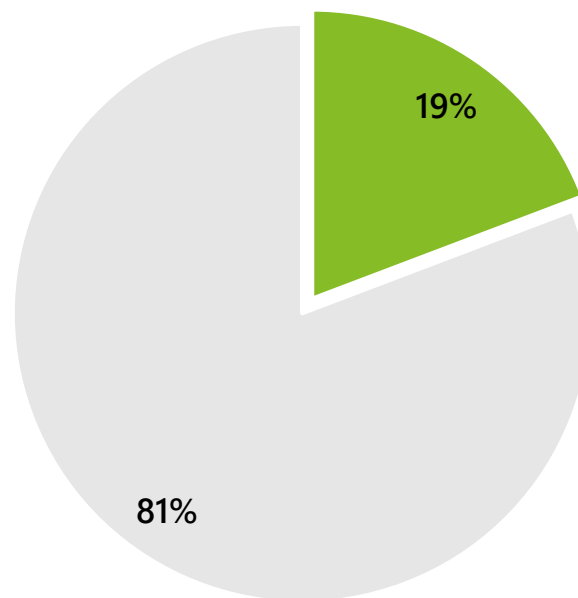
■ 参入経験あり：13団体

■ 参入経験なし：13団体

## 問2-3 甲府市内・山梨県内の官民 連事業への参入経験の有無

- 甲府市内・山梨県内での官民連携事業に参入経験のある企業は計5団体（全体の19%）でした。内訳は甲府市内での業務実績のある企業が4団体、山梨県内での業務実績がある企業が1団体です。

甲府市内・山梨県内の  
官民連携事業への参入経験の有無 (n=26)



■ 参入経験あり：5団体

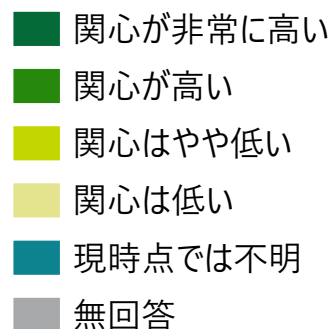
■ 参入経験なし：21団体

## 問3-1 ウォーターPPPの関心の高さ

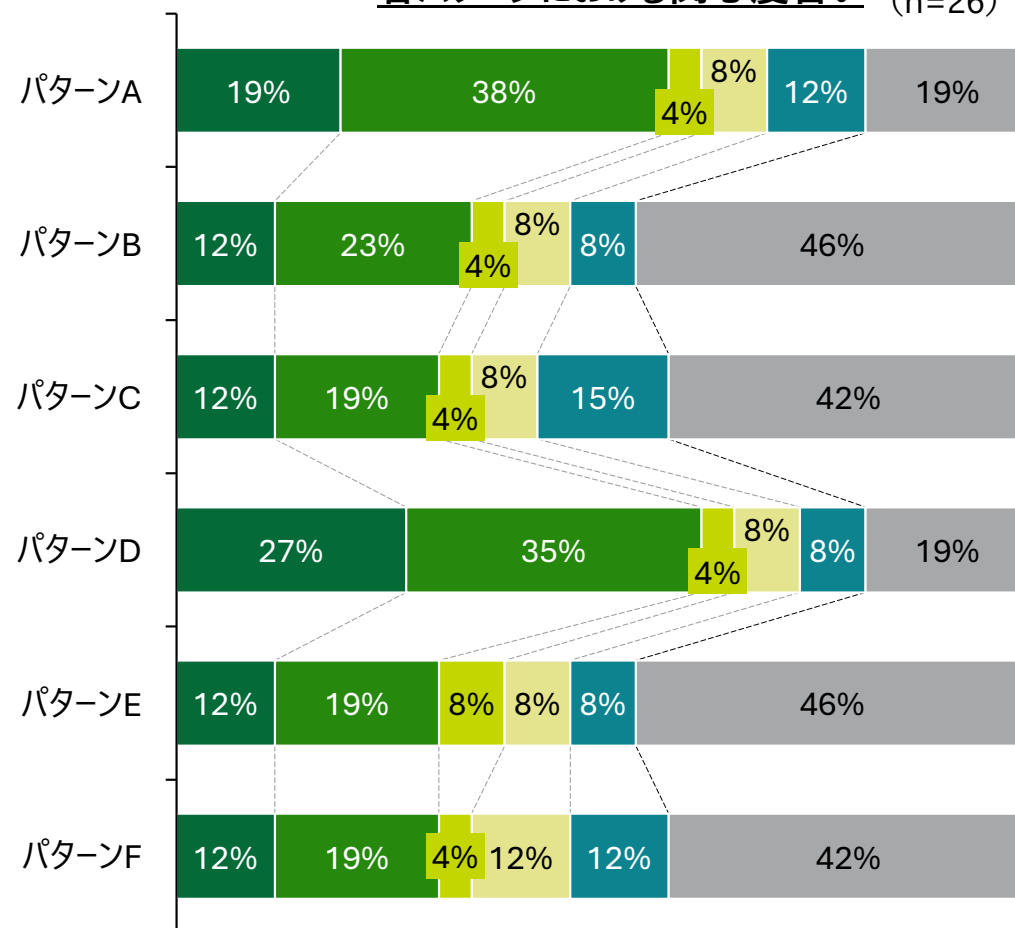
- 対象事業及び事業範囲について、処理場・ポンプ場を含まない形とするパターンA・Dの関心度が高い傾向にあります。
- 一方で、管路施設・樋門を含まない形とするパターンB・Eや、処理場・ポンプ場を含む全事業を対象とするパターンC・Fにおいては、現時点では不明と回答する企業や未回答の企業も多く、全体的な関心度は高くありませんでした。
- 峡東流域を含むかどうかのパターンによる、大きな回答の変化はありませんでした。

### パターンの詳細

| 対象事業・対象 | 単独公共下水道のみ |       |       | 峡東流域関連公共下水道も含む |       |       |
|---------|-----------|-------|-------|----------------|-------|-------|
|         | パターンA     | パターンB | パターンC | パターンD          | パターンE | パターンF |
| 処理場     | ×         | ○     | ○     | ×              | ○     | ○     |
| ポンプ場    | ×         | ○     | ○     | ×              | ○     | ○     |
| 管路施設    | ○         | ×     | ○     | ○              | ×     | ○     |
| 樋門      | ○         | ×     | ○     | ○              | ×     | ○     |



### 各パターンにおける関心度合い (n=26)

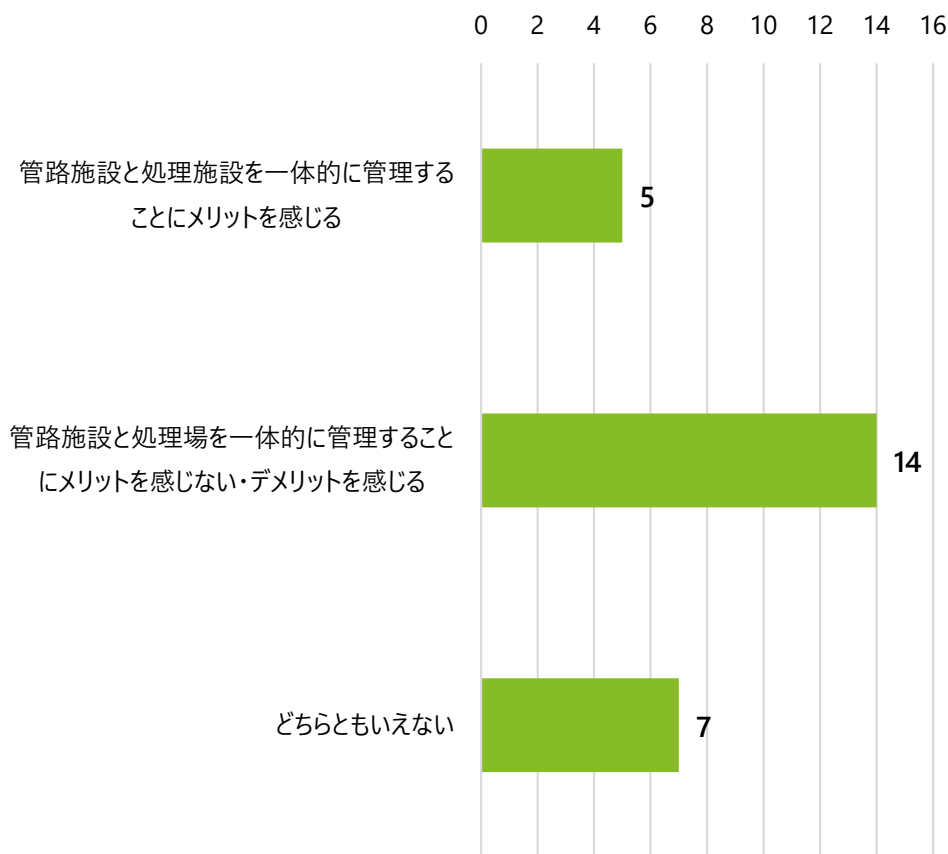


## 問3-2、3-3 管路施設と処理施設の一体的な管理への考えとその理由

- 管路施設と処理施設の一体的な管理への「メリットを感じない/デメリットを感じる」企業は14社であり、最も多い結果となりました。
- 「メリットを感じない/デメリットを感じる」への回答理由は、規模の大きさによる人員確保や企業同士の調整の難しさへの懸念があげられました。

### 管路施設と処理施設の一体的な管理

(n=26)



### 「メリットを感じない/デメリットを感じる」と回答した企業

| 理由   |
|--|
| • 規模が大きすぎるため、人員確保が難しいです。   |
| • 通常時処理場は平常運転で機能しますが、管路施設は天候や災害に関係なく対応を要求される事例があります。   |
| • 甲府市では管路施設の維持管理に十分な体制を敷いており、管路単独でも事業費が現状と比べ大きく増加する可能性が低いと考えます。また、処理場と管路の管轄する所在地が物理的に分かれているため、あえてバンドリングするメリットは薄いと考えます。 |
| • グループ企業の構成によって異なるためです。  |
| • 「管路」と「処理場」は性質上、維持管理・修繕・更新の考え方が異なることが想定されます。また企業の数も多くなることから、民間企業同士の調整も苦慮すると考えます。                                      |
| • 不明水対策による不明水削減効果が処理場に結び付くものと考えますが、一体的に管理しなくとも発生するものであるため、管路・処理場は分けて良いと考えます。   |
| • 処理場・ポンプ場の維持管理については、既に性能発注で委託されているため、ウォーターPPPを導入しても得られるメリットは限定的と考えます。   |
| • 昨今の人材不足による人員確保の問題です。   |
| • 処理場と管路の同時管理は人員確保上困難なため、別管理が望ましいです。   |
| • 管理方法の相違から一体管理のメリットは少なく、費用増の可能性もあります。   |

## 問3-2、3-3 管路施設と処理施設の一体的な管理への考えとその理由

- 「メリットを感じる」への回答理由は「管理・運営の効率化」が多くみられました。「どちらともいえない」への回答理由は、詳細が不明なことで判断ができないとの意見がみられました。

### 「メリットを感じる」と回答した企業

| 理由  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 甲府市では管路施設および処理施設ともに多くのストックを持ち合わせていることから、ウォーター-PPPで一体的に管理することで、効率化が図れると考えます。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理が継続して行えることにメリットを感じます。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 将来的に管路施設と処理場の効率的な改築・更新やダウンサイジング等を一体的に実施していくことが必要だと考えます。</li> </ul>                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設と管路における共通業務の効率的な運営が可能になるためです。</li> </ul>   |

### 「どちらともいえない」と回答した企業

| 理由  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路施設と処理施設は同一と考えにくいからです。</li> </ul>                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 業務範囲から、どのような組み合わせでも影響は無いと考えます。</li> </ul>              |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 詳細が不明のため判断が難しく、管路施設（マンホールポンプ以外）の管理に不安を感じます。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 現在包括民間委託を行っており、現在委託を受けている企業の優位性を多く感じるためです。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 確定情報が無いため、条件や内容によります。</li> </ul>                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 専門外であることから不明です。</li> </ul>                             |

- 具体的なメリットとしては、人員・時間・コストの効率化に加え、生産性の向上や業務効率化等があげられました。具体的なデメリットとしては、組織が大きくなることによる連携方法への課題や管理業務の重複への懸念等があげられました。

### 具体的なメリット

| 理由  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● グループ内の人材・機材の効率的な配置と相互活用、管路から処理場まで一貫した水質管理と運用最適化、重複業務の解消と業務効率化を行えます。（2件）</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設と管路の巡回点検や修繕を一体化することで、移動や作業の重複を減らし、人員・時間・コストを効率化できます。さらに情報共有が円滑となることで、異常時や災害対応（被害状況把握や二次災害防止）についても迅速な対応が可能となり、全体の運営品質向上に寄与します。（2件）</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 別々に管理を行う事でコンパクトな組織運営が可能となり、機動的な活動を行うことが可能になります。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理場側で流入水質・流入量が大幅に変わった場合に、管路側と速やかに連携をとり、適正な判断をすることが可能と考えます。</li> </ul>  |

### 具体的なデメリット

| 理由  |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 一体化する事でスリム化を図れるように見えますが、業務の根本が違うため、頭でっかちな組織となり伝達系統や判断がもう一段増えると考えます。（3件）</li> </ul>     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設・管路を一体的に発注することによるシナジーは限定的(例:選定・発注・契約等に係る事務作業の軽減等)であり、大きなメリットは創出しにくいと思います。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路と施設では想定されるリスクが異なり、リスク分散、特性・ノウハウが異なります。</li> </ul>                                    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 複数の企業が携わる可能性が高いため、連携方法に課題があります。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 技術分野が異なるため、処理場の維持管理の知識のみでは難しいです。管路施設の専門企業や人材確保ができるかどうか懸念があります。</li> </ul>              |

### 問3-4 参入意欲の高い企業の対応可能業務

● 「非常に参入意欲がある」「参入意欲がある」と回答した企業の対応可能な業務は以下の通りです。

| 大区分  | 中区分    | 詳細                      | 非常に参入意欲あり        | 参入意欲あり |          |
|------|--------|-------------------------|------------------|--------|----------|
| 処理場  | 更新関連業務 | 更新（改築）工事                | 1社               | 2社     |          |
|      |        | CM（コンストラクション・マネジメント）    | 1社               | －      |          |
|      |        | 更新計画案作成                 | 2社               | 2社     |          |
|      | 維持管理業務 | 修繕計画の策定、実施              | 3社               | 2社     |          |
|      |        | ユーティリティの調達・管理           |                  | －      |          |
|      |        | 水質管理、施設の運転操作及び保守点検の性能発注 |                  | －      |          |
|      | その他    | 災害対応                    | 被害状況把握<br>二次災害防止 | 2社     | 1社       |
| ポンプ場 | 更新関連業務 | 更新（改築）工事                | 1社               | 3社     |          |
|      |        | CM（コンストラクション・マネジメント）    | 1社               | －      |          |
|      |        | 更新計画案作成                 | 2社               | 2社     |          |
|      | 維持管理業務 | 修繕計画の策定、実施              | 3社               | 3社     |          |
|      |        | ユーティリティの調達・管理           |                  | －      |          |
|      |        | 施設の運転操作及び保守点検の性能発注      |                  | 1社     |          |
|      | その他    | 災害対応                    | 被害状況把握<br>二次災害防止 | 3社     | 1社<br>1社 |
| 管路施設 | 更新関連業務 | 更新（改築）工事                | 1社               | 1社     |          |
|      |        | CM（コンストラクション・マネジメント）    | 1社               | －      |          |
|      |        | 更新計画案作成                 | 1社               | 2社     |          |
|      | 管理保全業務 | 計画的業務                   | 巡視・点検・調査         | 3社     | 4社       |
|      |        |                         | 清掃               | 1社     | 3社       |
|      |        |                         | 修繕               | 1社     | 2社       |
|      |        | 住民対応業務                  | 事故対応             | 1社     | 2社       |
|      |        |                         | 住民対応             | －      | 1社       |
|      |        |                         | 他工事立会            | 1社     | －        |
|      | 問題解決業務 | 不明水                     | 2社               | 2社     |          |
|      |        | 悪臭                      | 1社               | 2社     |          |
| その他  | 災害対応   | 被害状況把握<br>二次災害防止        | 1社<br>1社         | －<br>－ |          |
| 樋門   | 管理保全業務 | 巡視・点検・清掃・修繕             | 3社               | 3社     |          |
|      |        | 緊急対応（現場確認）              |                  | 2社     |          |
| 全体   | 統括管理業務 | 統括管理業務                  | 3社               | 1社     |          |

## 問4-1 長期契約（原則10年）に対する企業の意見

- 長期契約（原則10年）に対する企業の意見は、「リスクについて」の意見が最も多い結果となりました。
- 特に人件費を含む物価変動に対する懸念や人材確保への不安、災害時のリスク分担に関する意見が多くみられました。

### 各企業の長期契約（原則10年）に対する意見

| 項目          | 内容  |
|-------------|---|
| 長期契約によるメリット | ・長期計画により、計画的な維持管理が行えるようになります。（2件）   |
|             | ・10年間の長期契約は妥当だと思います。  |
|             | ・期間については、ウォーターPPP要件のため問題ありません。  |
|             | ・従来の包括委託（3~5年）と比較し、事業期間を10年間とすることで、更新（投資）効果をより効果的に維持管理業務へ反映することが可能となります。  |
|             | ・スケールメリットがあります。   |
|             | ・事業期間が長いほど、費用においてメリットとなり適切と考えます。  |
| 物価変動への対応    | ・物価変動を懸念しています。ウォーターPPPのように事業が長期間にわたる場合は、将来的な人件費や物価変動を入札・公募時点で正確に見込むことは困難なため、民間による過剰なリスク計上を回避して事業費を抑制するためにも、サービス対価を改訂する頻度・時期等を公募書類にあらかじめ明記し、競争的対話等を踏まえて修正可能となるように要望します。（10件）                                   |
|             | ・昨今の物価上昇により、設計・建設の積算金額が実態と乖離する事態が生じてきています。材料費・ユーティリティ・人件費の高騰に対応するため、契約金額改定には当該年度末でのスライド条項の適用を希望します。また、内閣府PPP/PFI推進アクションプラン（令和6年改定版）に基づき、予定価格には最新の実勢価格や統括管理費を適切に反映し、市場価格への感応度が高い物価指数を採用する等、柔軟かつ実態に即した対応を要望します。 |
|             | ・発注者受注者共に担当者が変更になる場合、業務内容や方針に関して引継ぎ不足による業務内容等の進め方の変更が懸念されます。懸念点としては物価スライド条項の確実な適用（特に改築材料費）と受注者・発注者双方の担当者変更による齟齬が考えられます。   |
| 長期毛役によるリスク  | ・長期契約の場合、想定されていない事象が起きた時の対応に懸念があります。  |
|             | ・長期契約にて一定の経営に関する安定感は増しますが、社会変化の急激な速さに不安も感じます。   |
| 人材・人員       | ・人員配置が重荷になる場面が多く想定されます。   |
|             | ・長期間契約のため、担当する人材確保に不安があります。   |
| 不可抗力リスクについて | ・人口減少や需要変動、災害リスク等、予測困難な要素が発生する可能性が高いです。（4件）   |
| その他         | ・現時点で甲府市との長期契約実績がないため、意見を述べるのが難しいです。  |

## 問4-2 ①「管路の性能発注」についての企業の意見

- 管路の性能発注については「契約」に関する意見が多く、リスク分担や段階的な仕様発注について言及している企業が多くみられました。次いで、「指標」「責任」に関する意見があがりました。

### 「管路の性能発注」について現時点で考えられる意見

| 項目                 | 内容   |
|--------------------|--|
| 指標・目標値             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路はアウトプット（点検・調査・修繕等の実施量）とアウトカム（例：道路陥没事故の抑制）が必ずしも比例関係にない（実施量を増やせば必ず防止できるわけではない）ことから、アウトカム指標は努力目標（ペナルティなし）とし、アウトプット指標を性能規定とすることを要望します。（2件）</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路に関する性能は流下機能確保のため、陥没等の指標とは異なることを十分に認識することが重要です。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 定期的な巡視点検を行い、過去に溢水等の事例がある箇所を重点箇所と定め性能発注(流加能力)を維持することが考えられます。</li> </ul>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性能発注に関しては管路の状態を把握したうえでの業務が前提となるため、性能指標の評価項目については、陥没リスク低減率、苦情の減少率、緊急出動の迅速性等、測定可能なKPIを項目として設定することを要望します。また、調査済み及び修繕改築済み路線を性能発注未調査路線等は仕様書発注に分けて検討が必要です。管路は外部要因の影響が大きいいため、性能評価の公平性と、リスク配分の明確化を契約時に要望します。</li> </ul> |
| リスク分担の明確化          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託者は指標に対して創意工夫を行い、生産性の向上が図れると認識しています。一方で、想定していない事項が発生した場合の責任の所在や、対応方法の協議が必要になります。（2件）</li> </ul>  |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 要求水準及びリスク分担の設定が、過度に民間偏らないことを要望します。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設と管路では想定されるリスクが異なるため、処理場は性能発注、管路は仕様を規定する等、処理場と管路について個々に最適な設定を検討することが望ましいです。また、管路は仕様（数量等）を具体的に設定し、調査の方法等を民間企業の裁量とする等、仕様規定を一部に含む要求水準の設定が望ましいと考えます。</li> </ul>  |
| 外的要因・責任範囲          | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 結果責任が強調されますが、外的要因（地盤沈下、災害、周辺工事の影響）による性能低下を誰が負担するか曖昧になりやすいです。</li> </ul>   |
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路以外の要因における事故等発生時の責任分担等に不安があります。</li> </ul>   |
| 段階的移行<br>・スモールスタート | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 初めは仕様発注から開始し、段階的に性能発注へ移行する方が良いと考えます。（2件）</li> </ul>   |
| 段階的移行<br>・スモールスタート | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 他都市の下水道管路の事故を踏まえ、管路に関しては老朽化のリスク、調査難易度、施工困難性が高く、技術的・責任的に非常に重い領域として認識しております。このため、管路設備はリスク分担（災害、制度変更、物価変動等）に関する取り決めの明確化、スモールスタートや段階的導入を検討することを要望します。</li> </ul>  |
| その他意見              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 管路については、効果を測定するのが難しいため、性能発注は難しいと考えます。</li> </ul>  |

## 問4-2 ②「処理場・ポンプ場の性能発注」についての企業の意見

- 処理場・ポンプ場の性能発注については「契約」に関する意見が最も多く、民間のノウハウを最大限発揮するために仕様や基準を細かく規定しないこと等を要望しています。
- 「責任範囲」に関する意見もみられ、「想定していない事項が発生した際の責任所在や対応方法の議論が必要」等の意見がみられました。

### 「処理場・ポンプ場の性能発注」について現時点で考えられる意見

| 項目         | 内容  |
|------------|---|
| 契約条件・リスク分担 | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性能発注を導入するために、官民それぞれのリスク分担を明確にしておくことが必要不可欠です。要求水準で定める基準値は最低限にして、それらを守るために受託者（民間企業）から自主基準値の提案を求めること等を盛り込むことで民間の創意工夫を発揮しやすくなります。</li> </ul>                         |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 大雨・災害・流入水質の急変等、企業の努力では制御できない要因が性能に影響する可能性があります。また、責任範囲が曖昧になるリスクもあります。</li> </ul>   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受託者は指標に対して創意工夫を行い、生産性の向上が図れると認識しています。一方で、想定していない事項が発生した場合の、責任の所在や対応方法の協議が必要になります。</li> </ul>   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理場・ポンプ場の既設設備は多数のメーカーが混在するため、正確な既設情報の提供を要望します。流入水質や人口の変化等、環境の変化によりインフレスライドや設計変更をする必要が出た場合でも、協議可能な制度を検討することが望ましいです。また、施設のデューデリジェンスを実施する機会を設けることも要望します。</li> </ul> |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性能発注に関しては、民間企業への負担が増える分、自由度が増加することと考えています。このため、民間企業の提案を認める体制が必要となる他、契約期間内でも性能内容に関して見直しすることが求められます。</li> </ul>  |
| メリット・期待効果  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 下水道維持管理指針等を参考にしながらも、日常点検等のある程度柔軟に設定できれば、維持管理のクオリティとコストを抑制できます。</li> </ul>  |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性能担保を条件に、下水道標準仕様書以外の機器を採用することでコストダウンを図ることが可能となり、民間の創意工夫による効率化や技術導入が期待できます。</li> </ul>  |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 仕様を細かく規定せず、求める性能(水質基準、処理能力等)を示すことで、民間企業の技術力やノウハウを最大限活用でき、革新的な技術や効率的な運営方法の導入が期待できます。</li> </ul>   |
| その他意見      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 処理場・ポンプ場の維持管理については、既に性能発注で委託されているため、ウォーター-PPPを導入しても得られるメリットは限定的と考えます。</li> </ul>   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 段階的に仕様発注から移行していくことが望ましいです。品質低下リスクもあります。</li> </ul>   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 電気・機械設備の耐用年数を超過している点数が多いと思われることも、考慮できるのか懸念があります。</li> </ul>  |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画水量が増加傾向にあるため、常に施設のデータを把握することが必須になります。</li> </ul>   |
|            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通常時はもとより、災害等による増水にも対応できる事が、性能発注を満たすと考えます。</li> </ul>   |

## 問4-3 維持管理と更新の一体マネジメントについての企業の意見

- 役割分担の明確化や設備・施設の情報管理、整理が行われていない場合、更新時のタイミングや判断、費用負担を決めるうえで問題が生じるのではないかと懸念している企業がみられました。

### 維持管理と更新の一体マネジメントについて現時点で考えられる意見

| 項目          | 内容   |
|-------------|--|
| 更新支援に関する意見  | ・簡単ではないが、示された案の中では最適だと思います。  |
|             | ・レベル3.5更新支援型の事業スキームは妥当だと思います。  |
|             | ・維持管理は民間企業、更新は自治体主体、という役割分担が不明確だと、更新時期の判断や費用負担で摩擦が生じます。(2件)  |
|             | ・長期契約を除けば、現在の発注携帯に近いです。  |
| 更新実施型に関する意見 | ・更新支援型は民間活用の第一歩として有効ですが、真の効率化とVFMの実現には更新実施型への移行が望ましいです。民間が維持管理から更新まで一体的に担うことで、ライフサイクル全体での最適化が図られ、技術革新の促進、コスト削減、サービス品質向上が期待できます。  |
|             | ・10年間と長期間であるため、更新実施型と併用することの検討を要望します。  |
|             | ・対象施設数が多く、また、施設規模が大きいほどスケールメリットの発現を期待しやすい事業になると思料します。また、処理場および関連施設の新設・改築更新を含む更新実施型事業とすることで、運転維持管理と改築更新の一体実施による全体オペレーションと設備投資の最適化を見込むことができます。さらに、設備の健全度評価、状態監視の結果を計画策定と工事実施に反映することによる投資の最適化を図ることも可能になります。 |
| 懸念事項        | ・更新（投資）効果を、より効果的に維持管理業務へ反映させることが可能です。特に施工に際しては、オペレーション部門との一体的な意思疎通が図れるため、より効率的で最適な施工方法の確立が期待されます。  |
|             | ・各施設の情報の把握を的確に実施できなかった場合、更新時のタイミングがおろそかになります。  |
|             | ・現状の設備情報が整理されているのか、施設更新・維持管理が適切に行われているのか不安があります。   |
| その他意見       | ・計画的な更新となりますが、物価上昇による計画倒れ等が懸念されます。妥協点等の考慮があるのかについても懸念しています。  |
|             | ・柔軟な点検調査計画が可能になります。  |
|             | ・これまでも包括的民間委託事業者からの要望や点検記録等を勘案した更新となっていると考えます。本事業を取り組むことにより、柔軟な修繕箇所の見直しや維持管理企業と一体となって施設等の管理を行える体制構築が必要になります。   |
|             | ・施設の現状を把握している技術者の意見が反映されるため、生きたマネジメントができます。一方で、受託者の業務が多くなることが予想されるため、より効率的な対応を確立する必要があります。   |

## 問4-4 ①コスト削減分（プロフィット）についての企業の意見

- コスト削減分の分配基準に関して、基準の不明確さによる成果評価や利益配分の食い違いが生じるとの懸念の声が多くみられました。

### コスト削減分について、現時点で考えられる意見

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 懸念点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・削減分の分配割合や分配ルールが不透明だと、自治体側・住民側に「民間だけが得をしている」という不満が生じる可能性が高いです。</li> <li>・理想ではある一方で、削減分の基準が明確で無く新技術の開発コストがどのように反映されるか不安です。</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業の経営努力によって生じたコスト削減分を、官民で分配する「プロフィットシェア」の仕組みは、発動条件によっては民間企業の創意工夫やモチベーションを阻害する懸念があるため、「内容は、企業からの「提案」に限る」「発動は、民間からの提案を条件とする」等十分な配慮を希望します。</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な条件としては、成果に影響を及ぼす外的要因（自然災害、異常気象等）の除外があげられます。</li> <li>・新技術の導入やデジタル技術の活用による業務の効率化により、コスト縮減が可能になると考えます。（2件）</li> </ul>   |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術提案や維持管理の効率化に積極的に取り組む動機付けとなります。エネルギーコスト削減や設備寿命延伸等で、発注者・受託者双方にメリットがあります。</li> </ul>  |
| 要望   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・官民によるシェア（分配）は特定の割合に固定化せず、都度協議することが望ましいです。（2件）</li> <li>・プロフィットシェアは事業開始後の検討となるため、提案書等への記載を求めることがないことが望ましいです。</li> <li>・着手前におけるコスト合意、さらに企業側が立証しやすいコスト削減の検証を検討することを希望します。</li> <li>・プロフィットシェアを導入する場合、ロスシェアについてもご検討ください。</li> <li>・民間に過度な要求にならないことを要望します。</li> </ul> |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・基準が明確でないため、公平な評価が困難です。（3件）</li> <li>・事業スキーム・事業範囲・事業費が不確定であるため、現時点での回答は困難です。</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・明確な根拠のあるPSCの事前公表が絶対条件となりますが、プロフィットシェアについては前向きに捉えています。しかしながら根拠のあるPSCの公表と性能発注が進んでいない現状では、民間企業の企業努力や新技術導入に関して、民間側の利益が低くなり進まない可能性があります。</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・現時点では、対象施設の状況が不明瞭なため、どのようなコスト削減が図られるか不明です。</li> </ul>  |

## 問4-4 ②官民分配（シェア）についての企業の意見

- 「分配せずに投資すべき」「事業会社への分配を多くすべき」との意見があった一方、協議による決定を望む意見が多くみられました。
- 民間企業に対する過度な要求や、官民の取り分の不明確さにより不満が生じる事態を懸念する声もありました。

### 官民分配について、現時点で考えられる意見

| 項目   | 内容   |
|------|--|
| 分配方法 | ・利益分配せずに、下水道の機能向上により配分すべきだと考えます。（2件）   |
|      | ・事業会社への分配割合を可能な限り高く設定すべきです。  |
|      | ・官民による分配比率は特定の割合に固定化せず、都度協議させていただきたいです。（2件）  |
|      | ・民間企業努力によるコスト削減分は民側の設備人材投資に充てることが理想です。   |
|      | ・提案内容により割合を協議により決定させていただければと考えます。（2件）  |
|      | ・柔軟な設定がなされる仕組みを希望します。特に、ウォーター-PPP受託者の企業努力によるコスト削減は民間への還元を希望します。  |
|      | ・比率については、サービス向上のインセンティブとして位置付けることを目的に、協議のうえでシェア比率を決定することを望みます。   |
| 懸念点  | ・官民の取り分が不明確だと、「民間だけが得をしている」「自治体が過度に負担している」といった不満が生じやすいです。  |
|      | ・シェア率は、民間の経営努力を削がない水準を設定を要望します。（2件）  |
|      | ・実際の事例等把握していないため、想定が難しいです。   |
| 具体策  | ・管口カメラに変えたドローンによるスクリーニング調査を実施することで、テレビカメラ調査も縮減可能であると考えます。  |
|      | ・プロフィットシェア比率については、官：民＝5：5に限らず、0：10までの間で柔軟に設定できるスキームの検討を希望します。  |
|      | ・プロフィットシェアについて、下水道事業におけるプロフィットの源泉である電気代、薬品代等の削減を実現するためには、一定の投資（計測器システム導入、プロセス解析等）を伴います。プロフィットシェアの設定にあたっては、プロフィット創出までに要した投資の回収を優先した上で、余剰分の削減コストのメリットを官民で享受する設定を検討することが望ましいです。 |
|      | ・官：民＝0：10を希望します。   |

## 問5-1 ウォーターPPPへ参入する際に障壁となるリスク

- 障壁となるリスクとしては、災害や突発的な故障等の想定していない事柄が発生した場合に対応できる枠組みがあるのか、10年契約の年度縛り等といった「契約内容」に関する意見が最も多くみられました。

### ウォーターPPPへ参入する際に障壁となるリスク

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 事業費変動リスク | ・大規模災害や突発的な設備故障に対して、PPP契約の枠組みが柔軟に対応できるか不透明です。（協議の場と時間の確保等）（3件）   |
|          | ・10年契約の中、どのような年度の縛りがあるのか明確でないことを懸念しています。   |
|          | ・長期契約における物価や人件費の上昇等に伴う価格変動リスクがあります。  |
|          | ・【コスト増加】民間企業がリスクプレミアムを価格に上乗せするため、結果的に事業コストが増大します。  |
| 事業条件     | ・既存の標準仕様書が発注図書に反映されることで、新製品等が受け入れられない発注になることを懸念しています。  |
|          | ・プロポーザルにおける参加資格要件等を懸念しています。  |
|          | ・他業種とのコンソーシアム設立においては、各業務領域・施設に精通した企業の知見を共有することで効率的な事業運営が期待できますが、その合意形成等にあたり懸念があります。（例として合意形成等に時間を要し、契約が複雑化する可能性があります）  |
|          | ・単独では参入が難しいです。   |
|          | ・【参入企業の減少】リスクが大きすぎると、民間企業の参入意欲が低下し、競争性が失われます。  |
| 役割分担     | ・人材の配置に懸念があります。  |
|          | ・リスク分担に関しては、最も適切にリスクを管理することができる者が当該リスクを負担することを前提として、民間へ過度なリスク分担とならないことを希望します。管路に関しては常時確認できるものではないため、原則、自治体側が責任を持つことが望ましいです。ただし、民間企業側の故意・過失による不具合の場合は別となります。事業費に関しては、一定の条件（物価上昇等）に合わせた数式による毎年度変更ができる形が望ましいです。 |
| その他      | ・官民で適切にリスクを分担し、協力して事業を推進する姿勢が重要です。   |
|          | ・【サービス品質の低下】過度なリスク負担により、民間企業が過度なコスト削減に走り、サービス品質や安全性が低下する恐れがあります。   |
| その他      | ・【イノベーションの阻害】リスク回避的な姿勢が強まり、新技術導入や創意工夫が抑制されます。また、保守的な運営に終始し、民間活用の本来の目的が達成できない懸念があります。   |
|          | ・初めての形態であり、契約期間が長期であることから、リスクが不透明です。   |

## 問5-2 地元企業の参画方法やかかわり方

- 地元企業の参画に対しては好意的な意見が多く、参画することで事業の対応スピード向上が期待できるとの意見がある一方で、地元企業との関係が希薄なため、参画を要件化しないことを望む意見があります。

### 地元企業の参画方法やかかわり方

| 項目               | 内容   |
|------------------|--|
| 実施体制・参画要件        | ・ 地元企業が協力し、参画出来ることが理想です。(5社)   |
|                  | ・ 地元企業には、継続的な維持管理や緊急対応を担ってもらうことが考えられます。  |
|                  | ・ 代表企業は必ず地元企業との連携しなければならない条件等を含めることを考えます。  |
|                  | ・ 地元企業の参画は要件化しないことを希望します。地元企業がSPCの構成企業にならずとも、SPCから地元企業への優先発注等の要件をつけることで、地元企業に配慮した事業となると考えます。   |
|                  | ・ 対応スピードや現地の理解度等を考慮すると、地元企業の方が望ましいです。(2件)  |
|                  | ・ 事業運営において、地元企業の協力は必須です。ただし応募条件とする必要はなく、例えば地元企業への業務発注額・割合を提案評価項目とすること等により、応募社と地元企業との公平性と、地元企業の保護を図ることが可能です。  |
| 維持管理と更新の一体マネジメント | ・ 更新支援型にてスモールスタートし、地元企業が参画する工事発注は対象外とする方が望ましいです。   |
|                  | ・ 管路の修繕・更新を実施する企業が、共同企業体に参画した場合、当該企業の関連企業のみが修繕に参画することとなります。効率向上が図れる反面、インフラとしての裾野や災害対応の観点から脆弱になることも懸念されます。清掃や一部点検を行う企業をコンソーシアムメンバーとすることを、プロポーザルの得点等で考慮していただき、修繕工事の民間企業は市内発注とするような要求水準とすることを提案します。 |
| 懸念点              | ・ 地域経済への貢献や地域との連携は重要と認識していますが、参画要件として義務化すると、<br>①事業者選定の制約：技術力や実績を有する民間企業の参画機会が限定され、最適な事業者選定が困難になる恐れがあります。<br>②コスト増加リスク：地元企業要件により競争性が低下し、結果的に事業コストが上昇する可能性があります。                                  |
|                  | ・ 地元企業の意見については、内容をしっかりと協議すべきと考えます。地元企業と会話をする中で、受注者（元請）が利益をもっていってしまうことを懸念している企業が多いと感じました。それらを払拭するような内容の検討を要望します。  |
| 地域還元             | ・ プロフィットシェアの仕組みに地元企業も参加できるようにし、地域還元を担保することを希望します。  |
|                  | ・ ウォーターPPPは、地方企業の成長を促進する一つの有効な手段となる可能性があります。地域経済の活性化や雇用確保の観点からも、地元企業の積極的な参画に配慮することを要望します。  |
| 認知度向上            | ・ 自社の名前を覚えてもらえるような企業努力を行います。新参者として見られないような努力が必要となります。  |

## 問5-3 下水道事業の全体を通しての企業の意見

- 事業の検討方法について、管路のみのコンパクトな検討を求める意見もあれば、処理場管路一体の検討を求める意見もあります。

### 下水道事業の全体を通しての意見

| 項目      | 内容  |
|---------|---|
| 事業スキーム  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 管路だけであれば区域を絞ってコンパクトな発注を検討することが望ましいです。また、管路事業だけであれば、地域企業の重要性が高まり、より地域に根ざしたコンソーシアム形成が可能になります。</li> <li>• 現時点で想定している事業スキーム（案）として管路施設のみとなっていますが、処理場・管路一体での事業スキームの検討を希望します。</li> </ul>  |
| 維持管理    | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の老朽化が増えていくため、いかに長持ちさせていくかが課題となります。</li> <li>• マンホール蓋の標準耐用年数は車道部15年/その他30年と他の管路施設と比較して短く、下水道賠償責任保険の支払件数内訳（全国ベース）では、全体の約35%がマンホール蓋に起因している状況です。よって、ウォーターPPPの中でも適切な維持管理が実施されることを望みます。</li> </ul>   |
| 事業費について | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 処理場・ポンプ場については、既設メーカーが多数混在するため、事業開始後に既設業者からの見積拒否や過大見積が課題となる可能性があります。発注者から見積取得時の注意喚起や誓約書の依頼等の対応が必要です。</li> </ul>   |
| 要望      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 長期契約の場合、物価の変動（労務費、電気、薬品、修繕等）を精算するための仕組みの導入が必須です。他都市の事例を交えながら、別途協議することを要望します。</li> <li>• 下水道事業は、市民生活を支える重要なインフラです。様々な業態の企業が密接に関連して維持できていると思います。官民連携については、民の自由度が増すような仕組み作りを要望します。</li> </ul>   |
| その他     | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 地方企業の集まりとして、総合的に下水道事業に携わっていきたいです。</li> <li>• 人口減少や災害・事故等を勘案すると、周辺市町村との広域連携を検討することが望ましい。</li> <li>• 今回のウォーターPPPで想定される対象業務ではありませんが、埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受けて、下水道管路の老朽化等に起因する道路陥没事故の防止に向けて、ウォーターPPPのスキームの中に路面下空洞調査を盛り込み、老朽化が懸念される管路等を対象にした計画的な路面下空洞調査の実施と、万が一、下水道管路等に起因する道路陥没事故が発生した場合、当該陥没事故現場周辺の安全確保、安全確認を目的とする緊急の路面下空洞調査の実施についても対象業務に含めることを提案します。</li> </ul> |

## 問5-4 山梨県との連携（峡東流域関連公共下水道事業）についての企業の意見

- 山梨県と連携するにあたり、事業合意にいたるまで時間がかかること、リスク発生時の連携や対応窓口に関して懸念を感じている企業がみられました。

### 峡東流域関連下水道の管路のみが、山梨県の実施するウォーターPPPに参画する場合の懸念点や課題

| 項目   | 内容  |
|------|---|
| 懸念点  | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の流域関連の優先度が高くなる可能性があります。</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 甲府市のみならず、多数の市町村の参画が考えられることから、事業の合意にいたるまでにかなりの時間がかかることが想定され、事業が円滑に進まないことが懸念されます。（2件）</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 他の流域下水における管路との整備にバラツキが発生し、破損や不良等が発生するエリアが集中します。</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じ甲府市の管路であっても、県と市で点検調査の頻度や診断基準が異なることが予想され、健全度の判定が異なると考えられます。その結果、修繕や更新範囲が異なり、市民に同じサービスを提供することができなくなる可能性が高いと考えます。</li> </ul>              |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 市内在住の住民や発注者・受注者からすると、何かあった際の連絡先が分かれることに懸念を感じています。（3件）</li> <li>• 甲府市で一本化した方がいいと思います。</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 県のウォーターPPPにおける計画等により、管路へ影響を及ぼす修繕等がある場合のリスク・対応等をどうするのか懸念しています。</li> </ul>   |
| 検討事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 流域下水道、都市下水道の現定義の中、どのように行うか県と市の協議が必要です。（2件）</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 所有機器に限りがあり、業務遂行に不安があるため、機材等の検討が必要です。</li> </ul>  |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 山梨県が実施する広域型ウォーターPPPと甲府市が実施するウォーターPPPの事業スキームは事業管理を複雑化しないよう可能な限り同様の事業スキームとして検討するべきだと考えます。</li> </ul>                                       |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設の老朽化状況や位置関係、将来的な統合・共同化も鑑みて、甲府市単独公共下水道と峡東流域関連公共下水道処理区のバンドリングによる契約1本化（管理の広域化）を検討されることが望ましいです。</li> </ul>                                 |
| 内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 峡東流域の内容が不明です。</li> </ul>   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 管理対象の管理施設が明確に区分できていれば、問題ないと考えます。</li> </ul>  |
| 責任範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 管路の性能指標（漏水率、耐用年数、更新率等）は設定可能ですが、処理場側の流入水質や流量変動に左右されるため、成果責任の範囲が曖昧になりやすいです。</li> </ul>   |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> <li>• 峡東流域関連公共下水道については、山梨県との共同発注とすることで、ウォーターPPPの迅速な導入とスケールメリットの追求を両立できます。また、公告・公募の準備や入札・選定にかかる事務を県と共同で進めることができ、甲府市の事務負担も軽減できると考えます。</li> </ul> |